

随想

原爆 原発 オスプレイ（猛キン類）

阿部敏勝（会員）

．はじめに

入院のため、休載させて戴いておりましたが、今月は終戦記念月。長崎県諫早の海軍飛行場で原爆と終戦に出逢った私としては文字通りの再生月、感慨込めて筆を執らせて戴きました。宜敷くご高覧下さい。

．東電原発事故、その罪と罰

原発がアメリカの戦艦に飛びついた政治家、マスコミ人らによって導入されたことは前にも書きましたが（2011/8 随想「被爆そして被曝、原子力利用の虚妄」案の定悲惨な大事故、あれから1年5ヶ月、国会、政府、民間、東電の各調査委員会による事故報告書が出揃い、東電のそれを除いて「安全神話の虚妄」「行政の怠慢」「当事者意識の欠如」を一斉に指弾しておりますが併しハード面については事故現場の高い放射線や時間的制約のためか多くの検証課題が残されたままです（7/24 附朝刊各紙）

この点諸外国への説明責任もあり「国家的宿題」とも言うべきですが政府、国会、財界の現状をみると残念乍ら、心もとありません。

株主サイドから見た電力各社の経営責任につきましても先日行われました株主総会で株主からの質問や提案が多数出されました。又毎週金曜日の夜には一般市民の自発的デモが首相官邸の周辺で盛大に行なわれ国民の苛立ちは頂点に達しようとしております。「原発住民投票制度」の立起など「直接民主主義」への要望も盛んに行なわれておりますが、依然として政策に反映されていないのが残念です。

- ・責任追及、司法の場に
 - －訴訟増加、告訴も相次ぐ

上記は7月24日附の朝日新聞の見出しですが同日附の読売新聞も一面大見出しで「原発事故、告訴受理へ、検察当局、被爆で傷害20件」と報じて居ります。

今次の大事故の責任に関し東電並びに保安担当者は「立地審査の指針」や「耐震設計の指針」等の審査基準をクリアしている以上責任はないと嘯いておりますが問題は「なれ合いと希望的観測」「排他的判断」「内輪に甘い無責任体質」などに基づく基準作りや企業努力の欠如にあり、この体質は戦前（例、ノモンハン事件、ミッドウェイ海戦、インパール作戦など）から続いている日本的エリート（戦前は大本営、今回の事故は原子カムラ）による独善的統帥の産物です（2011/12 随想「原発問題に通ずる日本の病根」）

前記の通り司法の場には7月現在約20件の告訴、告発が寄せられて居りますが刑事関係では「福島県民約1,300人による東電旧経営陣並びに前の原子力保安院長ら33人に対する業務上過失致死傷、公害罪法違反告発（津波対策を取らず、住民たちを被爆させた他、水素爆発で作業員にけがを負わせた）石川県内の市民団体による東電旧幹部3人に対する業務上過失致死傷告発（安全対策を取らずに事故を発生させ、原発近くの病院の入院患者を死なせるなどした）ルポライターらによる東電旧経営陣並びに文科省幹部ら27人に対する業務上過失致死傷告発（放射性物質が広範囲に拡散することを知りながら迅速に周知せず住民の被爆を拡大させた）民事関係では東電の現旧役員に対し合計5,5兆円の損害賠償を会社に対して行うことを要求する同社株主グループ（42名）などが提出されて居ります。

・責任追及裁判を支えるのは世論

大きな組織や多くの人に係わる事故の場合様々な要因がからみ合うため責任追及が難しくなる傾向があります。今回の加害者たちも大甘な保安基準や不鮮明な責任体制を楯にして逃げようとしたり、開き直ったりしておりますが、これを監視してゆくのが私たち市民の役目です。広域、長期に亘る原発災害には広域な住民による長期的な監視体制が必要です。

・オスプレイが語る日米安保体制

QDR、動的防衛力構想と連動

日米安保条約（日米同盟）によれば「重要な装備（例、核兵器、中距離核弾道ミサイル等）以外の装備の変更は事前協議の対象外。オスプレイの日本配備も2011年6月に発表済みとのこと。野田首相も、「オスプレイの配備はアメリカ政府の方針であり、これを拒んだり、遅らせたりする法的な権限は無い」と言っています。それなのに何故防衛大臣がアメリカ迄出掛けて行ってオスプレイに試乗しなければならないのか？旅客機ではあるまいし、オスプレイは武器、それも猛キン類の名前がついた猛烈な武器、速度は従来のヘリコプターの約2倍、航続距離は約4倍、QDRに基づく米軍のアジア、太平洋地区での広域展開に欠かせない武器です。従って日本政府のあたふたは「原発の再開時に見せたのと同じパフォーマンス」に過ぎません。何やら「政治のメカニズム」を見せつけられた様で悲しくなりますが併し、これが現実です。

・むすび 主権者は国民です、主権者は国を変えられます

法律上日米安保条約等を含む所謂外交問題は政府の専管事項となっているのでそれを良いことにして国会の承認や憲法第9条を無視した外交交渉が行われているのが実態なのです。すなわち間接民主主義の悪用です。

併し主権者は私たち国民です（憲法前文）。主権者は政治を変えることが出来ます。政治の劣化により戦時中にも似た翼賛体制が出来つつある今日、憲法第9条の改廃を主眼とする国会の憲法調査会の動きも看過できません。

来るべき総選挙には主権者として最高の審判を下そうではありませんか。

（以上）